

可 児 市

令 和 7 年 度 水 道 水 質 検 査 計 画



可児市水道部庁舎

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 検査項目・検査頻度・採水地点
4. 臨時の水質検査
5. 水質検査の方法
6. 水質検査計画及び検査結果の公表
7. 関係機関との連携

1. 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）にて検査を行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目と、水質管理のうえで留意すべきとされている水質管理目標設定項目の中から可児市が独自に行う項目とします。
- (3) 検査頻度について、水道法及び過去の検査結果をもとに、水質検査項目及び年間検査計画にて設定したとおり実施します。
- (4) 水道法施行規則第15条第1項第1号による色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を、下記配水系ごとに1日1回行います。

2. 水道事業の概要

可児市水道事業では、水全量を岐阜県から購入しており、岐阜県東部広域水道事務所にて浄水処理された水を、次の4箇所の配水場と1箇所の配水池で受水しています。

(1) 中区配水場系

岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場及び川合浄水場から、広眺ヶ丘地内中区配水場にて全量浄水受水し、直接又は系列配水池を経て給水します。

(2) 低区配水場系

岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場から、塩地内低区配水場にて全量浄水受水し、直接又は系列配水池を経て給水します。

(3) 第2低区配水場系

岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場から、坂戸地内第2低区配水場にて全量浄水受水し、直接又は系列配水池を経て給水します。

(4) 兼山配水場系

岐阜県東部広域水道事務所山之上浄水場から、可児郡御嵩町伏見地内兼山配水場にて全量浄水受水し、直接又は系列配水池を経て給水します。

(5) 小名田調整配水池系

岐阜県、多治見市、可児市の3者が共有する小名田調整配水池から、系列配水池を経て給水します。

〈給水状況〉

	可児市水道事業	対前年度比
給水区域	可児市全域	—
給水人口	99,467 人	△461 人
開栓中給水件数	35,048 件	270 件
1 日最大給水量	34,485m ³	△648m ³
1 日平均給水量	31,850m ³	△216m ³

※数値は令和 5 年度末の値です。

3. 検査項目・検査頻度・採水地点

検査項目及び検査頻度については、水質検査項目及び年間検査計画のとおりとし、採水地点については、下記 6 箇所で行います。

〈採水地点一覧〉

①	中区配水場系	平牧連絡所
②	中区配水場系	一般家庭 Y 宅
③	低区配水場系	土田連絡所
④	第 2 低区配水場系	春里連絡所
⑤	兼山配水場系	兼山連絡所
⑥	小名田調整配水池系	桜ヶ丘連絡所

4. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- (1) 岐阜県東部広域水道事務所において異常が確認されたとき。
- (2) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (3) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (4) その他特に必要があると認められるとき。

※ なお検査項目については、それぞれの事態に応じ、水質基準項目のうち必要と思われる項目を選択し、実施します。

5. 水質検査の機関と方法

検体の採取及び検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関へ委託します。

検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法、国の通知、上水試験方法（日本水道協会発行）により行います。

本年度委託業者：（株）総合保健センター

6. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画、水質検査結果については「可児市役所ホームページ（水道課）（<https://www.city.kani.lg.jp/1159.htm>）」に掲載します。

7. 関係機関との連携

可児市の上水道は岐阜県東部広域水道事務所から浄水を受水しているため、これら関係機関と連絡を密にして、常に安全で良質な水道水を供給できる体制を整えています。

また、水質事故が発生した場合には、関係省庁、岐阜県東部広域水道事務所、水質検査委託業者等と連携し、原因の究明と共に適切な対応を実施します。

水 質 検 査 項 目 及 び 年 間 検 査 計 画

	水 質 基 準 項 目	水 質 基 準	検 査 実 施 項 目												分 類
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	細菌
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下				○									
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下				○									無機物／ 重金属
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下				○									
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下				○									
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下				○									
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	○			○			○			○			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○			○			○			○			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	○			○			○			○			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				○									
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下				○									
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	○			○			○			○			
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下				○									一般有機 物
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○			○			○			○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				○									
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				○									
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				○									
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				○									
20	ベンゼン	0.01mg/L以下				○									
21	塩素酸	0.6mg/L以下	○			○			○			○			消毒副生 成物
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○			○			○			○			
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	○			○			○			○			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○			○			○			○			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	○			○			○			○			
26	臭素酸	0.01mg/L以下	○			○			○			○			
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○			○			○			○			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○			○			○			○			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	○			○			○			○			
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	○			○			○			○			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○			○			○			○			
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下				○									着色
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	○			○			○			○			
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下				○									
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下				○									味
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下				○									
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下				○									着色
38	塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下				○									
40	蒸発残留物	500mg/L以下				○									
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下				○									発泡
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下				○									カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下				○									
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下				○									発泡
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下				○									臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基礎的性 状
47	pH値	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
独自	ペルフルオロオクタンサルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンサルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/L以下【水質管理目標設定項目】				○									
独自	残留塩素	0.1mg/l以上【水道法施行規則第17条第3号】 1.0mg/l以下【水質管理目標設定項目】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

問合せ先

可児市水道部水道課

〒509-0201 可児市川合 1000 番地（水道部庁舎）

TEL (0574) 62-1111 FAX (0574) 63-4467

メールアドレス suido@city.kani.lg.jp